

改正

平成23年3月29日告示第35号

平成24年3月28日告示第20号

平成25年4月1日告示第102号

小矢部市障害者移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者等（以下「障害者等」という。）で、屋外での移動が困難な者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立した日常生活及び社会参加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業」とは、障害者等の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出における個別の移動支援（原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）をいう。ただし、次の各号に定めるものは除く。

- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 通年かつ長期にわたる外出
- (3) 社会通念上適当でない外出

(委託)

第3条 小矢部市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第4条 事業を利用できる者は、市内に居住地を有する障害者等（法に規定する重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援の対象となる者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 在宅の身体障害者手帳を有する下肢又は体幹機能障害の1級若しくは2級及び視覚障害者1級若しくは2級の者
- (2) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する者で、一人で外出するには行動上著しい困難を有し、常時介護を有する者

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、小矢部市移動支援事業利用申請書（様式第1号）を所長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第6条 所長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、小矢部市移動支援事業利用承認（不承認）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、承認した障害者等を移動支援事業利用登録者名簿に登載するものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

第7条 前条の規定による承認決定の認定期間は、承認があった日から最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者（事業を利用している者をいう。以下同じ。）（利用者が児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）であるときは、その保護者。次条（第1号及び第2号を除く。）並びに第11条第1項及び第3項において同じ。）が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間が満了する日の前1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の変更及び廃止)

第8条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、小矢部市移動支援事業利用変更（廃止）届（様式第3号）により、速やかに所長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第9条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を、小矢部市移動支援事業利用取消通知書（様式第4号）により、取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他所長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第10条 利用者が事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示しなければならない。

(利用料)

第11条 利用者は、利用料として別表に掲げる金額の10分の1を事業者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合の利用料は、無料とする。

(1) 児童以外の者で、当該者（当該者に配偶者があるときは、当該者及びその配偶者）の当該年度（4月から6月までの利用については、前年度。次号において同じ。）における市民税が非課税であるもの

(2) 児童で、その保護者の属する世帯の全員の当該年度における市民税が非課税であるもの

3 第1項に規定するもののほか、利用者は、移動に伴う交通費、有料道路使用料、駐車場使用料、入場料等の実費については、別に負担しなければならない。

（委託料）

第12条 第3条の規定により事業を委託する場合の委託料は、別表に掲げる費用から前条第1項に規定する利用料を差し引いた額（同条第2項の規定により利用料が無料となる場合は、別表に掲げる費用の額）とする。

2 事業者は、事業を提供した月の翌月10日までに、所長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 所長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

（遵守事項）

第13条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めるものとする。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業提供時に事故が発生した場合は、所長及び家族等に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月29日告示第35号）

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月28日告示第20号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成23年 7 月 1 日以後に改正前の第 6 条の規定による承認を受けた者については、平成24年 6 月30日まで事業を利用することができる。

附 則（平成25年 4 月 1 日告示第102号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第11条、第12条関係）

（単位：円）

利用時間	身体介護を伴うもの		身体介護を伴わないもの	
30分未満	2,300	3級ヘルパー等 により行なわれ る場合 70/100	800	3級ヘルパー等 により行なわれ る場合 90/100
30分以上1時間未満	4,000		1,500	
1時間以上1.5時間未満	5,800		2,250	
1.5時間以上2時間未満	6,550		30分ごとに 700円加算	
2時間以上2.5時間未満	7,300			
2.5時間以上3時間未満	8,050			
3時間以上	30分ごとに 700円加算			

様式第 1 号（第 5 条関係）

小矢部市移動支援事業利用申請書

(あて先) 小矢部市社会福祉事務所長

小矢部市移動支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号	精神保健福祉手帳番号	

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護 1 2 3 4 5		
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の内容	移動支援	<input type="checkbox"/> 身体介護 有り <input type="checkbox"/> 身体介護 無し (内容)				
緊急時の連絡先	住所					
	氏名(続柄)					
	電話番号					

様式第2号 (第6条関係)

小矢部市移動支援事業利用承認（不承認）決定通知書

様

小矢部市社会福祉事務所長



小矢部市移動支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認

決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
決定に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
有効期限			費用負担	

支援の種類・内容	移動支援	<input type="checkbox"/> 身体介護 有り <input type="checkbox"/> 身体介護 無し
		(内容)

注意事項	1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があったときには、小矢部市福祉事務所長にその旨を届出して下さい。
------	--

2 不承認

却下理由	
------	--

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に小矢部市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小矢部市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に小矢部市を被告として（訴訟において小矢部市を代表する者は小矢部市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

小矢部市移動支援事業利用変更（廃止）届

（あて先）小矢部市社会福祉事務所長

小矢部市移動支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
利用に係る 児童氏名			続柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神保健福祉 手帳番号

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日	年 月 日	

様式第4号（第9条関係）

小矢部市移動支援事業利用取消通知書

様

小矢部市社会福祉事務所長

小矢部市移動支援事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
利用に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
取消年月日		年 月 日		
取消理由				

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に小矢部市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小矢部市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に小矢部市を被告として（訴訟において小矢部市を代表する者は小矢部市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。